

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

<目標1>

・所定外労働時間を月10時間以内とする。

<対策>

令和4年8月～ ・ノー残業デーを設定・実施し、残業時間の抑制を図る
(月1回、週1回など)

令和5年1月～ ・全体的な業務量の偏りが解消できるよう人員配置を検討

令和5年4月～ ・労使の話合いの機会の整備

<目標2>

・子どもの学校行事への参加のための休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、不妊治療休暇、記念日休暇等の多様な休暇制度を導入する。

<対策>

令和4年4月～ ・従業員のニーズの把握

令和4年8月～ ・社内検討委員会での検討開始

令和5年1月～ ・制度の導入

令和5年1月～ ・社内報・イントラネット等による従業員への周知